

UBS米国成長株式ファンド(組入比率調整型)

愛称:USナビゲーター

追加型投信／海外／株式



第3期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

『UBS米国成長株式ファンド(組入比率調整型)愛称:USナビゲーター』は、2015年4月20日に第3期決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

当期分配金
(1万口当たり)

1,000円(税引前)

■決算日 : 2015年4月20日
(計算期間: 2014年10月21日 ~ 2015年4月20日)

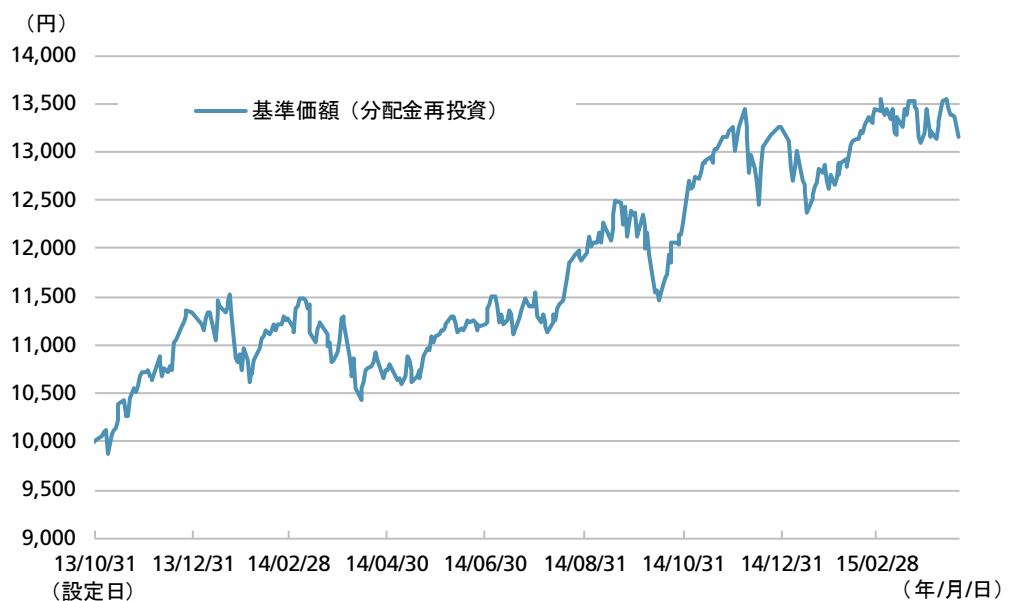
■設定来分配金累計 : 2,300円

■分配落ち後基準価額(4/20 現在) : 10,662円

■純資産総額(同上) : 4.5億円

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■基準価額(分配金再投資)の推移(設定日~2015年4月20日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 株式の価格変動リスク

当ファンドは株式および株価指数先物取引への投資を行いますので、株式投資にかかる様々な投資リスクを伴います。一般に株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業や先物ブローカーが倒産した場合等には投資資金が回収できないことがあり、その場合、基準価額に影響を与える要因となります。

2. 為替変動リスク

実質株式組入比率(現物株式の買いに株価指数先物取引の売り建ておよび買い建てを合成した実質的な株式の割合)に相当する外貨建資産を円貨ベースにした場合の資産価値は、為替レートの変動による影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、為替の変動に伴い当ファンドの基準価額も変動します。なお、為替の実質組入比率を実質株式組入比率と同水準に調整する場合に行う為替取引において為替取引コストが発生した場合には、基準価額の変動要因となることがあります。

3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

4. 流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券や先物取引の建て玉等を市場実勢から期待される価格で売却あるいは清算できないことがあります。

5. 当ファンドの戦略に関するリスク

- 参照する株価変動率の水準に応じて実質株式組入比率を調整することで、市場リスク増大時に下落リスクに対する抵抗力をつけることを目指しますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、参照する株価変動率と実際の市場の動き方によっては基準価額の下落リスクを低減できないことがあります。また、株価が急落した後に回復する局面や株価が急上昇する局面などにおいては、市場の上昇に追従しないこともあります。
- ファンドが保有する現物株式と株価指数先物取引の対象となる株価指数とでは、保有または採用される銘柄数、ウエイトなどのすべてが一致するものではありませんので、実質株式組入比率の引き下げのために株価指数先物取引を売り建てている場合の、保有現物株式と株価指数先物取引の値動きの差は、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、損失を被る可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

- 高い収益性、成長性が期待される米国株式を主要投資対象*1とし、信託財産の成長を目指します。
- 独自の組入比率調整戦略により、実質株式組入比率の調整を行うことで中長期的な基準価額の下落リスクの低減を図ります。*2
- *1 主として「UBS米国成長株式マザーファンド(組入比率調整型)」を通じて投資を行うファミリーファンド方式により運用を行います。
- *2 ・組入比率調整戦略とは、独自に算出する株価変動率の水準に応じて、株価指数先物取引(以下「先物」または「先物取引」という場合があります。)を用いて、機動的に実質的な株式組入比率の調整を行い、市場リスク増大時の下落リスクに対する抵抗力をつけることを目指す戦略を言います。
・実質株式組入比率は、100%~0%の範囲で調整します。なお、為替の実質組入比率も株式と同水準になります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.78%(税抜3.5%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、 0.30% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率2.0196%(税抜年率1.87%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)	
		委託会社 1.03% 委託した資金の運用の対価	
		販売会社 0.77% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
		受託会社 0.07% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価	
※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。			
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用	
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万円当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	購入・換金の申込については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	2013年10月31日から2023年10月20日まで
繰上償還	以下の場合には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなったとき ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年4月20日および10月20日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
マザーファンドの投資顧問会社 (マザーファンドの運用の指図)	<米国成長株式> UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク <組入比率調整戦略> UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	株式会社千葉銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 エース証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号 加入協会: 日本証券業協会

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

© UBS 2015. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。